

Z-74-E [第一問] 答案用紙

(相続税法)

問1(1) 令和4年分の贈与税の課税価格

① 贈与税の配偶者控除の概要 (6点)

その年において贈与によりその者との婚姻期間が20年以上である配偶者から専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋で法施行地にあるもの(以下「居住用不動産」という。)又は金銭を取得した者(その年の前年以前のいずれかの年において贈与によりその配偶者から取得した財産に係る贈与税につきこの規定の適用を受けた者を除く。)が、その取得の日の属する年の翌年3月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までにその金銭をもって居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から2,000万円(その贈与により取得した居住用不動産の価額に相当する金額とその贈与により取得した金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が2,000万円に満たない場合には、その合計額)を控除する。

② 課税価格 (5点)

個人Aは令和4年中に贈与により取得した財産の価額2,500万円(国債1,000万円、家屋1,500万円)から贈与税の配偶者控除額1,500万円を控除した1,000万円が令和4年分贈与税の課税価格となる。

③ 関連する条文 (4点)

贈与税の課税価格

贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について居住無制限納税義務者に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(相続税法)

問 1 (2) 配偶者Bの相続に係る相続税の課税価格

①課税価格 (4点)
個人Aは被相続人Bの相続又は遺贈により取得した財産の価額1億7,000万円(現金8,000万円、宅地9,000万円)に令和4年に贈与された国債1,000万円の価額を加算した価額を相続税の課税価格とみなす。
なお家屋1,500万円は特定贈与財産に該当するため、生前贈与加算の規定は適用されない。
②関連する条文 (3点)
(1)相続税の課税価格
相続又は遺贈により財産を取得した者が居住無制限納税義務者に該当する者である場合においては、その者については、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。
(2)生前贈与加算 (4点)
相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前7年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。))に限る。以下同じ。)(加算対象贈与財産という。)の価額(加算対象贈与財産のうちその相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあつては、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。
(3)特定贈与財産 (4点)
特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除に規定する婚姻期間が20年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与によりその被相続人の配偶者が取得した居住用不動産又は金銭で次に掲げる場合に該当するもののうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める部分をいう。
イ その贈与がその相続の開始の年の前年以前にされた場合で、その被相続人の配偶者がその贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けているとき。……贈与税の配偶者控除の規定により控除された金額に相当する部分
ロ その贈与がその相続の開始の年においてされた場合で、その被相続人の配偶者がその被相続人からの贈与について既に贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けた者でないとき。……その規定の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額に相当する部分

(相続税法)

問 2 (1)

①課税関係 (3点)
遺言により公益財団法人Xに寄付された絵画には原則相続税は課税されない。
ただし、本件寄付が個人Aの親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その公益財団法人Xを個人とみなして相続税を課税する。
②関連する条文 (4点)
持分の定めのない法人(持分の定めのある法人で持分を有する者が不在のものを含む。以下同じ。)に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。

問 2 (2)

①課税関係 (7点)
相続人による相続財産の寄付は相続人がいったん財産を取得するため相続税を課税する。
ただし公益財団法人等に寄付した一定の場合においては、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。
②関連する条文 (6点)
(1) 国等に対して相続財産を贈与する場合の非課税
相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産をその取得後その相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(以下「特定の公益法人等」という。)のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして一定のものに贈与をした場合

(相続税法)

問 2 (2) (続き)

には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(2) 公益法人等に該当しないこととなった場合又は公益事業の用に供していない場合

特定の公益法人等で(1)の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益法人等に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、(1)の規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

Z-74-E [第二問] 答 案 用 紙

(相続税法)

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地H	子A	41,925,000 (2点)	$215,000 \times 1.00 \times 195 \text{ m}^2 = 41,925,000$
私道I	子A 孫D	691,840 (2点) 674,544 (2点)	$\textcircled{1} 200,000 \times 1.00 \times 0.94 \times 0.92 \times 0.3 \times 80 \text{ m}^2 = 4,151,040$ $\frac{20 \text{ m}^2}{4 \text{ m}} = 5 \quad \therefore 0.92$ $\textcircled{2} 180,000 \times 0.3 \times 80 \text{ m}^2 = 4,320,000$ $\textcircled{3} \textcircled{1} < \textcircled{2} = 4,151,040$ $4,151,040 \times \text{各} \frac{1}{6} = 691,840$ 孫Dのみ $691,840 \times (1 - 0.025) = 674,544$
家屋J	子A	9,100,000	$9,100,000 \times 1.0 = 9,100,000$
雑種地K	孫D	14,299,740 (2点)	$180,000 \times 1.00 \times 0.97 \times 84 \text{ m}^2 = 14,666,400$ $14,666,400 \times (1 - 0.025) = 14,299,740$
雑種地L	孫C	55,860,000 (2点)	$(100,000 \times 0.95 - 100,000 \times 0.95 \times 0.020^{**}) \times 600 \text{ m}^2 = 55,860,000$ $** (1 - \frac{250\% \times 400 \text{ m}^2 + 100\% \times 200 \text{ m}^2}{250\% \times 600 \text{ m}^2}) \times 0.1 = 0.020$

(相続税法)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
(アスファルト舗装)	孫C	275,240 (2点)	$(3,000,000 - 2,606,800) \times 0.7 = 275,240$ ※ $5,000 \times 600 \text{ m}^2 = 3,000,000$
(未収駐車場料)	孫C	120,000 (2点)	
M社株式	子A	10,170,000 (1点)	①東京 707.786.684.678 ∴ 678 ※ $(868 + 500 \times 1.0) \div (1 + 1) = 684$ ※ $(857 + 500 \times 1.0) \div (1 + 1) = 678$ (円未満切捨) ②名古屋 708.782.679.680 ∴ 679 ※ $(859 + 500 \times 1.0) \div (1 + 1) = 679$ (円未満切捨) ※ $(861 + 500 \times 1.0) \div (1 + 1) = 680$ (円未満切捨) ③ ① < ② ∴ 678 $678 \times 15,000 \text{ 株} = 10,170,000$
(株式の割当を受ける権利)	子A	2,670,000 (1点)	$678 - 500 = 178$ $178 \times 15,000 \text{ 株} = 2,670,000$
N社株式	孫C	6,900,000 (2点)	$1,500 \times 4,600 \text{ 株} = 6,900,000$

(相続税法)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
定期預金T	子G	20,008,842 (2点)	$20,000,000 + (20,000,000 \times 0.2\% \times \frac{375}{365} - 20,000,000 \times 0.15\%) \times (1 - 0.20315) = 20,008,842$ ※源泉徴収税額等は円未満切捨
家庭用財産	子A	1,168,000 (1点)	$1,728,000 - 560,000 = 1,168,000$ 仏壇 560,000 は非課税
(未支給年金)	子A	0 (1点)	国民年金法に基づく未支給年金は非課税
現金	該当なし	0	
(流動資産)	孫C 孫D 孫E 妻B' 子A	40,000,000 20,000,000 20,000,000 20,000,000 28,000,000 (2点)	$128,000,000 - (40,000,000 + 20,000,000 + 20,000,000 + 20,000,000) = 28,000,000$

(相続税法)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないN社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

$$\frac{86 \text{ 個}}{100 \text{ 個}} = 86\% \quad 86\% > 50\% \quad \text{同族株主}$$

孫C 86% 原則的評価方式(5%以上)

ロ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程

(1) 類似業種比較価額

① 1株当たりの資本金等の額

$$10,000,000 \div 10,000 \text{ 株} = 1,000$$

② 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数

$$10,000,000 \div 50 = 200,000 \text{ 株}$$

③ Bの金額

$$\frac{(0+0) \div 2}{200,000 \text{ 株}} = 0$$

④ Cの金額

$$\frac{0 \text{ or } (0+0 \div 2)}{200,000 \text{ 株}} = 0$$

⑤ Dの金額

$$\frac{26,879,000}{200,000} = 134 \text{ (円未満切捨)} \quad \text{比準要素数1の会社に該当}$$

⑥ A 369.363.364.362.337 337 を採用

$$337 \times \frac{\frac{0}{9.8} + \frac{0}{55} + \frac{134}{558}}{3} \times 0.5 = 13.4 \text{ (10 銭未満切捨)}$$

⑦ 1株当たりの比準価額

$$(1) 13.4 \times \frac{1,000}{50} = 268 \text{ (2 点)}$$

(2) 純資産価額

$$\textcircled{1} 56,194,000 - (24,327,000 + 12,000,000) = 19,867,000$$

$$\textcircled{2} 54,156,000 - (24,327,000 + 12,000,000) = 17,829,000$$

$$\textcircled{3} (\textcircled{1} - \textcircled{2}) \times 37\% = 754,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

$$\textcircled{4} \frac{\textcircled{1} - \textcircled{3}}{10,000 \text{ 株}} = 1,911 \text{ 円 (円未満切捨)}$$

(相続税法)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないN社株式）の価額の計算（続き）

ロ 1株当たりの価額の計算（続き）

(単位：円)

計 算 過 程
(3) 1株当たりの金額 $(268 \times 0.25) + (1,911 \times 0.75) = 1,500$ (円未満切捨) (2点) ※ $1,500 < 1,911 \therefore 1,500$

(3) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程
① 特例対象宅地等
宅地H (特定居住用宅地等) $41,925,000 \div 195 \text{ m}^2 \times \frac{80}{100} \times \frac{330}{200} = 283,800$
私道I (特定居住用宅地等) $4,151,040 \div 80 \text{ m}^2 \times \frac{80}{100} \times \frac{330}{200} = 68,492$
雑種地K (貸付事業用宅地等) $14,299,740 \div 84 \text{ m}^2 \times \frac{50}{100} = 85,117$
私道I (貸付事業用宅地等) $674,544 \div \frac{80 \text{ m}^2}{6} \times \frac{50}{100} = 25,295$
雑種地L (貸付事業用宅地等) $55,860,000 \div 600 \text{ m}^2 \times \frac{50}{100} = 46,550$
宅地H 195 m ² 及び雑種地K 81.818...m ² を選択
※宅地H $195 \text{ m}^2 < 330 \text{ m}^2$ 195 m ²
※雑種地K $200 \text{ m}^2 - 195 \text{ m}^2 \times \frac{200}{330} = 81.818... \text{ m}^2$
② 特例対象宅地等の減額計算
宅地H $41,925,000 \times \frac{195 \text{ m}^2}{195 \text{ m}^2} \times \frac{80}{100} = 33,540,000$
雑種地K $14,299,740 \times \frac{81.818... \text{ m}^2}{84} \times \frac{50}{100} = 6,964,159$

(相続税法)

(3) 小規模宅地等の特例の計算 (続き)

(単位: 円)

計 算 過 程		
特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地H	子A	33,540,000 (1点)
雑種地K	孫D	6,964,159 (1点)

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位: 円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計 算 過 程
債務	子A	2,730,000 (1点)	$700,000 + 780,000 + 1,250,000 = 2,730,000$ 遺言の執行費用は対象外
葬式費用	子A 孫C	1,975,000 (1点) 1,975,000	$2,500,000 + 700,000 + 50,000 + 700,000 = 3,950,000$ 香典返し、法要及び永代供養料は対象外

(相続税法)

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	孫C 孫E	30,000,000 14,206,500 (2点)	① $3,000,000 \times 9.471 \times \frac{1}{2} = 14,206,500$ ② $3,000,000 \times 63.09 \times \frac{1}{2} = 94,635,000$ ③ ① < ② ∴ 14,206,500
同上の非課税金額	孫C 孫E	△16,965,830 △8,034,169	① 5,000,000 × 5人 25,000,000 ③ 30,000,000 + 14,206,500 = 44,206,500 ③ ① < ② ∴ 25,000,000 孫C $25,000,000 \times \frac{30,000,000}{44,206,500} = 16,965,830$ 孫E $25,000,000 \times \frac{14,206,500}{44,206,500} = 8,034,169$
(生命保険契約に関する権利)	子A	15,000,000 (1点)	$30,000,000 \times \frac{1}{2} = 15,000,000$
退職手当金	子A	12,000,000 (1点)	$10,000,000 + (5,000,000 - 3,000,000) = 12,000,000$ ※500,000 × 6カ月 = 3,000,000
同上の非課税金額	子A	△12,000,000	① 5,000,000 × 5人 = 25,000,000 ② 12,000,000 ③ ① ≥ ② 12,000,000

(相続税法)

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計 算 過 程
令和3年	子A	8,500,000 (1点)	30,000,000 ≤ 60,000,000 ∴ 0
令和6年	孫E	0 (1点)	

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産の価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計 算 過 程
令和6年	子A	0 (2点)	1,000,000 - 1,100,000 ≤ 0

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位:円)

相続人等		子A	孫C	孫D	孫E	子G	妻B'
区分							
	遺贈による取得財産	60,184,840	103,155,240	28,010,125	20,000,000	20,008,842	20,000,000
みなし取得財産	生命保険金等		13,034,170		6,172,331		
	(生命保険契約に関する権利)	15,000,000					
	(退職手当金)	0 (2点)					
債務等	債 務	2,730,000					
	葬 式 費 用	1,975,000	1,975,000				
	生前贈与財産の加算額	8,500,000					
	課税価格 (1,000円未満切捨て)	78,979,000	114,214,000	28,010,000	26,172,000	20,008,000	20,000,000

(相続税法)

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額
287,383 千円		60,000 千円		227,383 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
子A	$\frac{1}{3}$	千円		円
孫C	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$	75,794,000		15,738,200
孫D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$	25,264,000		3,289,600
孫E	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$	25,264,000		3,289,600
子G	$\frac{1}{3}$	25,264,000		3,289,600
	$\frac{1}{3}$ (2点)	75,794,000		15,738,200
合計	5人	1		(100円未満切捨て) 円 41,345,200

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等		子A	孫C	孫D	孫E	子G	妻B'
区分							
算出税額		11,362,545	16,431,732	4,029,740	3,765,311	2,878,509	2,877,358
加算又は減算	相続税額の2割加算額						575,471
	贈与税額控除額	△1,320,000 (2点)					
	配偶者の税額軽減額						
	未成年者控除額						
	障害者控除額	△2,711,027	△4,435,815	△1,087,845	△3,765,311		
納付税額 (100円未満切捨て)		7,331,500	11,995,900	2,941,800	0	2,878,500	3,452,800

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(相続税法)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算額	妻B' (2点)	575,471	$2,877,358 \times \frac{20}{100} = 575,471$
贈与税額 控除額	子A	△1,320,000	$8,500,000 - 1,100,000 = 7,400,000$ $7,400,000 \times 30\% - 900,000 = 1,320,000$
(相次相続控除額)	該当なし		

(相続税法)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
配偶者の税額軽減額	該当なし		
(未成年者控除額)	該当なし		
障害者控除額	孫E 子A 孫C 孫D	$\Delta 3,765,311$ $\Delta 2,711,027$ $\Delta 4,435,815$ $\Delta 1,087,845$	$200,000 \times (85 \text{ 才} - 25 \text{ 才}) = 12,000,000$ (2点) $3,765,311 < 12,000,000 \quad \therefore 3,765,311$ $12,000,000 - 3,765,311 = 8,234,689$ 子A $(11,362,545 - 1,320,000) + \text{孫C } 16,431,732 +$ 孫D $4,029,740 = 30,504,017$ 子A $8,234,689 \times \frac{10,042,545}{30,504,017} = 2,711,027$ 孫C $8,234,689 \times \frac{16,431,732}{30,504,017} = 4,435,815$ 孫D $8,234,689 \times \frac{4,029,740}{30,504,017} = 1,087,845$

相続税法【総評】

【総評】

本年度の本試験の理論問題についても、例年同様に事例形式での出題だったため、条文をベタ書きすれば良いというわけではなく、具体的事例に即して解答しなければならなかった。最近事例問題で出題されるケースが続き、また昨年に出题された分野でもある「持ち分の定めのない法人」が問題に出てきた。また、計算については法定相続人判定の難易度が高く、各種財産評価と税額控除で記入欄が多かったことから、限られた時間の中でどれだけ各論点に取り組んでいけるかを問われる問題であった。

【第一問】理論

問1 贈与税の課税価格（贈与税の配偶者控除）及び相続税の課税価格（特定贈与財産含む）（事例問題）

本問は贈与税の配偶者控除がある場合の贈与税の課税価格、及び特定贈与財産がある場合の相続税の課税価格を、関連する条文に触れつつ説明するよう問われた。各税目における課税価格の取り扱いを正確に解答する必要がある。

また、関連する条文に触れつつ説明を求められているため、特に特定贈与財産に関する記述を記載する必要がある。

ボーダーライン 23 点、合格確実圏 25 点と考える（30 点配点）

問2 公益財団法人に対する寄付に伴う相続税の課税関係（事例問題）

本問についても、問1同様、事例問題となっており、公益財団法人に対する寄付が相続税の課税価格にどのように反映されるか、遺言で寄付する場合と相続後に寄付する場合で条文に触れながら説明するよう問われた。

ボーダーラインは 12 点、合格確実圏 15 点と考える（20 点配点）

【第二問】計算（総合問題）

計算については例年に比べて配偶者や未成年者がいなかった他、養子縁組に関する法定相続人の判定が難しいことも含めて特殊な相続関係であり、財産評価は特に土地評価が重箱の隅をつつくような難易度だった。

主なポイントとして法定相続人の判定、土地評価、みなし相続財産、贈与加算（精算課税含む）および税額控除等が重点的に問われた問題だったように感じた。

ただ、取引相場のない株式、その他の財産評価、債務・葬式費用に於ける難易度は低いので、時間配分を気にしながら、取れる問題を取り組めたかが重要だったものと考えられる。

ボーダーラインは 35 点、合格確実圏 38 点と考える（50 点配点）。

全体でのボーダーラインは 70 点、合格確実圏は 78 点と考える（100 点満点）。